

北海道商工団体連合会 実態調査から

社会保険加入対策で強制加入と現場からの排除が進む

池田 法仁

人が生きていく上での大切なものとして「衣・食・住」という言葉があります。「ヒトが人として、地域に暮らし続けるための、住の専門家」集団が「建設産業」を営む人達なのだと私は考えています。ところが、最近、「元請から社保に入らないと、仕事を回せない」と言われたが、「保険料が高くて入れない」とした相談が、道内の民主商工会（民商）に相次いでいます。

建設業の「社会保険加入」は、業界の「人出不足対策」と「産業の担い手不足」を解消するための、一つの方策としてこの間一貫して進められてきました。建設産業従事者の減少を押さえるため、その背景にある3K（きつい労働、安い給料、危険）からの脱却として、有効な手立てであることは明らかですが、2010年1月の「社会保険庁」の解体、「特殊法人・年金機構」の誕生以降、それまでの「中小業者の実態から、社会保険への加入を勧奨してきた」流れが、「法人・5人以上の従業員数により、社会保険への加入を強制的に迫る」に大きく転換されてくる中で、「社会保険への加入」が重荷となり、廃業・倒産の相談が増加してきました。

さらに、「社保加入が義務付けられていない」一人親方や5人未満の従業員しかいない小法人企業に対しても「現場からの排除」という未加入者への制裁が強く押し出されたものとなり、建設産業全体に大きな影響を与えています。

建設現場での工事単価は本当に上がったのか

公共工事の労務単価・現場の実態については、不十分であるが現在2次下請まで、実態調査が実施され、一部是正を求める動きも出されています。国土交通省と農林水産省の直轄工事にお

いては、北海道内の労務単価が平均して6.5%増と全国平均を3.1ポイント上回ったことが2月初め報道されました。しかし、民商の会員さん達からは、「(工事単価が上がった) そんな実感はない、消費税増税もあり、とてもやっていけない」とか「安くても、仕事しないことには先に進めない」とした声が数多く寄せられていました。

私たちは、上部団体でもある全国商工団体連合会（全商連）と一緒に、省庁交渉を繰り返し、国（国土交通省）が現場の末端の業者の実態をつかみ、建設産業で生きて行ける工事単価・労務単価にと要望してきました。さらに年金機構に対しても行き過ぎた強制加入と差押えを前提とした社会保険料の徴収をやめるよう要請してきました。

しかし、国土交通省は「2次下請以下の業者の実態について、調査は考えていない」と回答してきました。そこで、私たちは、自分達で調べようと「実態調査」を開始しました。

いざ調査してみると、民商会員の多くが「民」と「民」のみの工事しかしていなかったり、「元請から言われるままに工事するしかない」という回答が寄せられるなど、53事業所からの回答にとどまっていますが、いくつかの実態が見えてきました。

経営体としては法人経営・個人経営がほぼ半分ずつで、「一人親方」は12人、従業員5人以上が11事業所。主に元請（6事業所）1次下請（18事業所）として活動しているなど、従来漠然としていた「商売の実態」に踏み込んだ内容が見え隠れしています（全商連が毎年実施している「事後調査状況・税金等アンケート」では、

北海道の民商会員の中に占める法人会員の割合は21.4%、建設業の場合は、その倍以上が「法人」として活動しているなど。

肝心の工事単価の設問に対して、明確な金額で回答してくれた業者は少ないのですが、「昨年と比較して上がった」との回答はわずか5事業所でその額も千円～2千円の上り幅で留まっており、「変わらない」と回答した事業所は32社と、報道されている内容とは圧倒的に違う結果となっています。

5年前と比較してどうかとの問いに対しても、10社が「上がった」に対して13社が「下がった」と回答しており、国の説明する政策では、改善が図られていないことも浮き彫りになってきました。

社会保険加入の状態も「昨年元請に言われて加入」が8社、「現在加入を言われている」が5社で、中には、「加入要件に該当していないのに加入を求められている」3社と、その強制ぶりが目立っています。

社会保険料（法定福利費）が工事単価に反映されているかの問いに対して「反映されている」と回答したのはわずか2社で、この点でも問題が残されたまま、強制加入だけが進められてきた実態が明らかになってきています。

社会保険強制加入の事例として、道東の民商から、4月に入ってから「道が発注者だが、元請の安全大会で、2次以降の下請も社会保険、厚生年金に加入していないと元請にペナルティがあるので、除外するとの通知があった（個人経営・従業員3人の設備工事業者）」、「社会保険・厚生年金が入っていない業者を現場に入れるのは（元請）会社としてまずい。従業員5人未満かどうかは関係ないと説明された。発注者からの指示よりは、元請がリスクを取らないためにこうした措置をとっていると感じている（個人経営・従業員3人の土木工事業者）」など、国会での大臣答弁など関係なく、現場での排除が進められている様子が報告されています。

建設産業は、地域経済を支える重要な担い手

民商は、町場の建設事業者の新たな仕事おこしとして「小規模工事業者登録制度」や「住宅（店舗）リフォーム助成制度」など、建設業者の営業と生活を守る運動に一貫して取り組んできました。

今回の社会保険への「強制」加入にあたって、「国が小規模企業振興基本法を策定する際の参議院経済産業委員会の附帯決議（社会保険料が企業の経営の負担になっている、従業員の生活の安定も勘案しつつ、小規模企業の負担軽減のための支援策の実現を図る）」を速やかに実現するよう働きかけてきました。同時に、「一人親方事務組合の確立」にも力を入れ、「建設産業に従事したい」と挑戦する職人を励ましてきました。

旭川市議会で、昨年12月に道内で初めて「公契約条例」が制定されました。札幌市でも、17年4月から市の委託業務のうちの「建物清掃・警備・ポイラ等設備運転監視業務」については積算方法の見直しが行われ、区分されていなかった法定福利費が区分、最低制限価格を引き上げる施策が始まりました。

元請・下請という上下関係が存在する建設業界において、「現場の末端で働く中小業者・職人の立場」で、労務単価・工賃の実態を掌握し、「工事契約」のあり方、法定福利費と工事単価の別建てによる「請負契約」の実現などを要求していくことは、社会保険強制加入問題と合わせ、これからの建設産業を支える担い手をつくる上で重要な事だと思えます。

（いけだ のりひと 北海道商工団体連合会事務局長）